

# 札幌市臨時技術検査マニュアル

## 1 目的

工事目的物の品質確保は、事業の本旨であるばかりではなく、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の施行等を受け、特に不可視部分の品質確保について強く求められているところであり、昨今の低価格による落札も品質低下の一因と危惧されるところである。

そこで、工事品質確保のために段階確認及び中間技術検査等による強化を行ってきているところであるが、それをさらに補完するものとして臨時技術検査を実施するものである。

また、本検査は、一定の施工段階において出来形、品質等、及び安全管理を確認することにより工事目的物の品質確保を行うとともに、品質確保に係る請負者への改善・指摘事項、及び安全管理の履行確認等、指導を兼ねた検査である。なお、本検査は札幌市工事施行規程に基づく臨時検査として実施する。

## 2 検査対象

検査の対象は、(財)工事管理室での検査対象工事の内、次項の条件により選定する。

(1) 基準点である 65 点を下回る工事成績評定点となった請負者が、次回以降に受注した工事の中から 1 工事を以下により抽出して実施する。

ア 同一業種(土木・建築・機械・電気)。

イ 対象期間は、事由の発生の当該年度及び翌年度までとする。

ウ 対象工事の抽出は、(財)工事管理室へ契約書写しが送付されたものの中から、工事内容、工程等を勘案して決定する。

## 3 事由発生 of 工事担当部の措置

評点が 65 点を下回った場合は、(財)工事管理室より工事担当課に送付される評定結果通知(全 3 枚)の控えに(様式 1)「工事品質等の向上及び安全確保について(依頼)」をあわせて送付する。

当該依頼文を受けた工事担当課では、評点が 65 点を下回った原因等を調査するとともに、請負者への指導、課内で事例研修をするなど適切な措置を講ずるものとする。

なお、評定結果通知(全 3 枚)は以下である。

- ・工事施行成績の評定結果について(請負者通知文の写し)
- ・項目別評定点(請負者通知文の写し)
- ・項目別評定点内訳(上記の内訳で参考として添付)

## 4 臨時技術検査実施の通知

(財)工事管理室は、検査の実施を決定した場合には、当該工事を発注している工事担当課へ(様式 2)「臨時技術検査の実施について(通知)」を送付する。

なお、当該通知文には以下の参考資料を添付するものとする。

- ・評定結果通知(全 3 枚)
- ・検査議事録

## 5 検査実施の協議及び措置

臨時技術検査実施の通知(様式 2)を受けた工事担当課は、(財)工事管理室と検査の内容及び実施時期について協議を行うものとする。

なお、検査は工期内 1 回を標準とし、以下の事に留意して時期を決定する。

- ・ 工事目的物の品質に最も影響する工種について、その是正が可能な時期。
- ・ 主たる工種の不可視部分にあつては、その埋め戻し前。
- ・ 指導事項の履行確認が可能で、その是正が可能な時期。
- ・ 工程の約半分程度。

また、当該通知の参考資料を参考として、請負者への指導、監督強化等の適切な措置を講ずるものとする。

## 6 請負者への検査通知

工事担当課は、臨時技術検査の実施について(財)工事管理室との協議が整ったら、速やかに当該工事の請負者に対し、工事施工協議簿において検査の実施、工種の指定による時期、内容等を請負者へ指示する。

## 7 検査の実施

請負者は、指定工種が完了又は完了見込が明確となった場合は、(様式 3)「臨時技術検査願」に完了(見込)部分を明記した工事工程表を添付して提出するものとし、これを受けた工事担当課は、(財)工事管理室と協議のうえ検査日を決定し、請負者へ検査日を通知するものとする。

なお、これらの手続きはしゅん功検査に準じて実施するものとする。

## 8 検査の合否

検査員は、次の各項に掲げる基準により合否の判定を行い、(様式 4)「臨時技術検査報告書」により工事管理室長に報告を行い、当該報告書を工事担当課へ送付する。

- (1) 改善・指摘事項が漏れなく履行され、工事目的物が設計図書に適合し、不備の無い場合  
検査結果を「合格」とする。
- (2) 改善・指摘事項が漏れなく履行され、工事目的物が設計図書に適合しているが、不備のある場合

検査結果は「合格」とするが、工事担当課において9 検査結果に基づく措置・通知により、必要な措置を講ずる。なお、不備とは、設計図書においては不明瞭である軽微な改善事項及び関係書類の未整理による不備等軽微なものをいい、工事目的物の改造等が必要な場合は次項による。

- (3) 改善・指摘事項の履行が不十分、または、工事目的物が設計図書に適合しない場合  
検査結果を「不合格」とし、9 検査結果に基づく措置・通知により、必要な措置を講ずる。

## 9 検査結果に基づく措置・通知

(様式 4)「臨時技術検査報告書」の送付を受けた工事担当課は、以下の措置および通知を行う。

- (1) 「合格」の場合

施工協議簿により、その結果を請負者に通知する。

(2) 「合格」不備ありの場合

施工協議簿により、その結果を請負者に通知および不備事項の改善を指示する。

また、当該不備事項の改善状況確認については監督員が行い検査員へ改善報告を行うものとし、当該事項についてはしゅん功検査時に検査員が再度検査するものとする。

(3) 「不合格」不十分・不適合の場合

施工協議簿により、その結果を請負者に通知および不備事項の改善を指示するものとするが、事前に措置必要事項報告書により上司に報告、契約的措置も含めその指示を仰ぐものとする。

## 10 検査結果の取扱い

本検査の工事成績評価は行わないものとするほか、以前の改善・指摘事項以外の改善指示については検査結果が不合格となった場合を除き、札幌市請負工事成績評価及び通知公表要領における改善指示には該当しないものとする。

## 11 再検査

工事目的物が設計図書に適合せず検査の結果が不合格となった場合は、請負者からの当該不適合部分改造の完了届をもって再検査を行うものとする。

## 12 経過措置

臨時技術検査対象企業に対し、(様式5)「工物品質及び安全の確保について」を「工事施行成績の評価結果について」(工事成績通知)とともに送付し、社内での措置及び臨時技術検査の実施について周知を図るものとする。

## 13 適用

平成17年8月1日以降しゅん功検査のものから適用する。

平成22年6月1日以降しゅん功検査のものから適用する。